

対象となる事業者の基準と目安

(次のⅠ～Ⅲのいずれかの基準に該当する事業者の方は対象となります。)

- Ⅰ 県内に設置しているすべての工場又は事業場（オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等）の

エネルギー使用量の合計が 1,500kl/年(原油換算)以上 の事業者の方

※ 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者）の場合、県内に設置しているすべての工場又は事業場（本店・直営店・加盟店等）のエネルギー使用量の合計

<エネルギー使用量 1,500kl の目安>

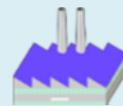
※ あくまで目安であり、以下に該当しない場合でも対象となる可能性がありますのでご注意ください。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ・ 事務所（県内すべての合計） | 床面積約 3 万㎡以上 |
| ・ 小売店（県内すべての合計） | 床面積約 3 万㎡以上 |
| ・ コンビニエンスストア | 30～40 店舗以上 |
| ・ ファミリーレストラン | 15 店舗以上 |



- Ⅱ 県内の事業活動に係る温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源 CO₂ 以外の **いずれかの温室効果ガス排出量が 3,000t/年(CO₂換算)以上** であり、
常時使用する従業員の数が 21 人以上である事業者の方

※ 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業等を行っている事業者）の場合、県内すべての事業活動（本店・直営店・加盟店等）による排出量の合計



- Ⅲ **年度末に宮崎運輸支局に登録している車両台数等**が、次のいずれかの基準以上の事業者の方

ア **トラック 35 台以上**

（「貨物自動車運送事業法」第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車）

イ **バス 35 台以上**

（「道路運送法」第 3 条第 1 号に規定する一般乗合・貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車）

ウ **タクシー 70 台以上**

（「道路運送法」第 3 条第 1 号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）

エ **トラック、バス、タクシーのうち2種類以上を所有する事業者で、それぞれの台数に次の係数を乗じて得た数値の合計が35以上**

（トラックの係数 1、バスの係数 1、タクシーの係数 0.5）



【例】バス 30 台及びタクシー 20 台を所有する場合

$$30 \text{ 台} \times 1 \text{ (バスの係数)} + 20 \text{ 台} \times 0.5 \text{ (タクシーの係数)} = 40 \text{ 【該当】}$$